海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　令和七年五月十三日
二　登録番号　2
三　登録の更新を受けた船級協会の名称　Lloyd's Register Group Limited
四　住所　71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
五　代表者の氏名　Nick Brown
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| グローバルテクニカルサポートオフィス（横浜） | 神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階 |
| 横浜ポートオフィス | 神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階 |
| 神戸事務所 | 兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番22号　アーバンエース三宮ビル９階 |
| 長崎事務所 | 長崎県長崎市万才町７番１号　住友生命ビル11階 |

**○防衛省告示第百二十二号**

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和七年五月十六日

防衛大臣　中谷　元

| 区域の名称 | 制限又は禁止区域 | 期間 | 条件 |
|---|---|---|---|
| 静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先） | 一区域<br>北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径四〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面<br>二区域<br>北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面 | 一区域<br>令和七年六月二十日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後五時三十分まで<br>二区域<br>令和七年六月一日から同月二十日までの間、同年九月一日から同月二十五日までの間及び令和八年二月二十日から同年四月十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで | 全ての漁船の操業を禁止 |
| 佐多対空射撃場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先） | 北緯三一度〇六分三三秒、東経一三〇度五〇分四七秒の基点を中心とする半径一二、〇〇〇メートルの圏中、真方位一二五度から一五度までの射界を形成する扇形区域内の海面 | 令和七年五月二十五日から同年九月十日までの間、毎日午前六時から午後四時まで | 全ての漁船の操業を禁止 |

**○関東地方整備局告示第百五十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十六日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

その関係図面は、令和七年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四百六十八号　横浜市戸塚区原宿二丁目五七四番三地先から同市戸塚区原宿二丁目六二九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月十六日

**○近畿地方整備局告示第六十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十六日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十四号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 城陽市寺田大畔六三番から同市寺田庭井三五番三まで | 前 | 二三・六〇～一七八・九五メートル | 一一・一〇九キロメートル |
| | 後 | 二三・六〇～一七八・九五メートル | 一一・一〇九キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

**○近畿地方整備局告示第六十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十六日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十四号　城陽市寺田大畔四九番二から同市寺田庭井三六番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月十八日

**○四国地方整備局告示第三十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十六日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十三号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 愛媛県上浮穴郡久万高原町下野尻乙一番一から同町下野尻乙三番一まで | 前 | 一二・一八～一八・九五メートル | 六〇・六七〇キロメートル |
| | 後 | 一二・一八～一八・九五メートル | 六〇・一四七〇キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所